

第3節 取扱所の基準

第1 給油取扱所（政令第17条関係）

1 屋外給油取扱所（政令第17条第1項関係）

(1) 給油空地（政令第17条第1項第2号関係）

ア 給油空地は、固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等（以下(1)において「自動車等」という。）の大きさ、車両の動線等を考慮したうえ、間口10メートル以上、奥行6メートル以上の長方形が内在するように設けること（図1参照）

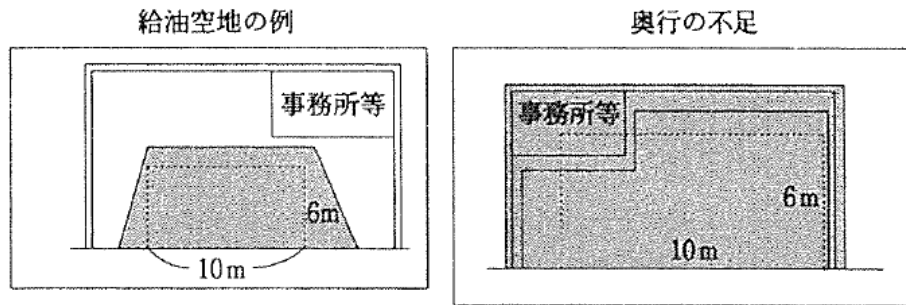


図1

イ 2以上の道路に面する給油空地にあっては、道路幅員、交通量、周囲の状況等を勘案し、自動車等が主として出入りする側を間口とすること

ウ 道路に面する側の自動車等の出入口の幅は、連続して10メートル以上とすること。ただし、ガードレール、歩道等が設けられているため当該出入口を分割する必要がある場合にあっては、ガードレールの開放、歩道の切り下げ等を行うことにより、幅5メートル以上の出入口を2箇所以上設ける場合に限り、政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えない。

エ 規則第24条の14第2号に規定する「安全かつ円滑に通行することができる広さ」とは、自動車等の動線を包含するとともに、当該自動車等がすれ違う際に車両相互間に十分な間隔を確保することができる広さをいう。

オ 規則第24条の14第3号に規定する「安全かつ円滑に給油を受けることができる広さ」とは、自動車等を包含することができるとともに、当該自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間を確保することができる広さをいう。

カ 給油空地には、固定給油設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備以外の設備は設けないこと

(2) 注油空地（政令第17条第1項第3号関係）

ア 注油空地は、固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して確保すること

イ 注油空地の出入口は、道路に面する必要はないこと

ウ 規則第24条の15第1号に規定する「安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ」とは、容器を包含することができるとともに、当該容器の周囲に詰め替え作業等に必要と考えられる十分な空間を確保することができる広さをいう。なお、容器を置くための台等を設ける場合は、当該台等も包含すること

エ 規則第24条の15第2号に規定する「安全かつ円滑に注入することができる広さ」とは、移動タンク貯蔵所等を包含することができるとともに、当該移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間を確保することができる広さをいう。

(3) 給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の舗装（政令第17条第1項第4号関係）

規則第24条の16第3号に規定する「耐火性」とは、J I S A1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に定める難燃2級以上の難燃性をいう。

(4) 滞留及び流出防止措置（政令第17条第1項第5号関係）

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

(ア) 給油空地等から当該空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること

(イ) 可燃性蒸気の滞留防止措置は、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによるのではなく、給油空地等の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等、給油取扱所の構造による措置とすること

(ウ) 給油取扱所の周囲の道路のかさ上げ等により、給油空地等の地盤面を周囲より高くすることが困難となった場合に、次により、高低差を埋めるための盛り上げを行うことは、可燃性蒸気の滞留防止措置の一例として考えられること（図2参照）

A 給油空地等の地盤面と道路境界部分との高低差が60センチメートル以下であること

B 盛り上げ部分が、固定給油設備の基礎（以下「アイランド」という。）の道路に面する側から2メートル以上離れていること

C 盛り上げの勾配が5分の2以下であること

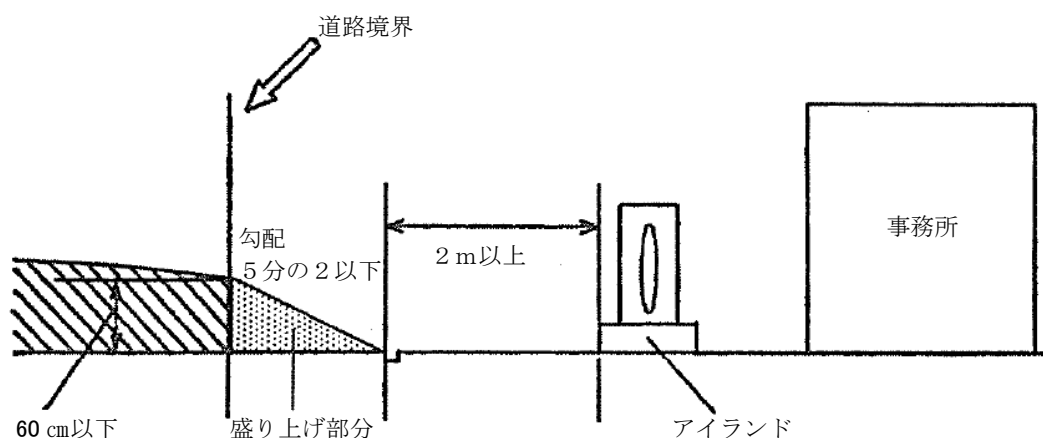


図2

イ 漏れた危険物の滞留防止措置

給油空地等の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける措置は、漏れた危険物の滞留防止措置の一例として考えられること

ウ 危険物の流出防止措置

(ア) 規則第24条の17第2号に規定する「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分をいう。

(イ) 次により、排水溝及び油分離装置を設けることは、危険物の流出防止措置の一例として考えられること。この場合、排水溝及び油分離装置は、給油空地と注油空地のものを兼用することができる。

A 排水溝は、塀又は建築物のない側にはすべて設けること

B 排水溝は、幅を10センチメートル、深さを5センチメートル以上とし、有効に排水できる構造とすること

C 油分離装置は、告示第4条の51で規定する数量の危険物が漏れた場合に、当該危険物を収容することができる大きさであること

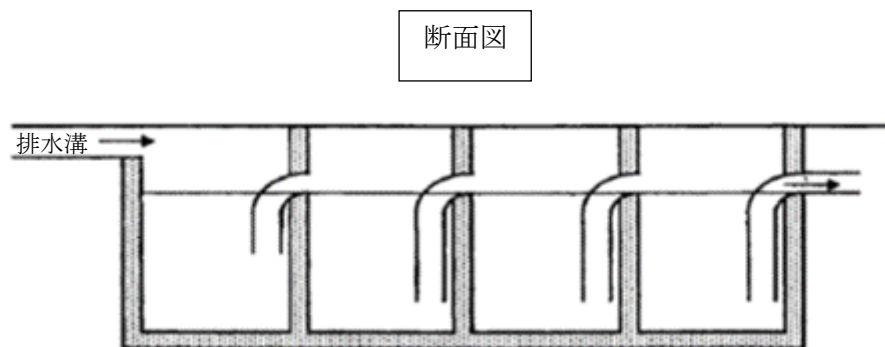


図3 油分離装置（危険物と水との比重差を利用したもの）の構造例

(ウ) 水に溶ける危険物を収容する貯留設備にあつては、降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要がある、当該性能を有するための措置としては、次のような方法があること。なお、危険物と水との比重差を利用した油分離装置を設けることのみでは当該性能を有しているとは考えられないこと

A 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする方法

B 降雨等の水についても収容することができる容量の貯留設備を設ける方法

(5) 標識及び揭示板（政令第17条第1項第6号関係）

標識及び揭示板については、製造所の基準（第1節. 3）の例によること

(6) 専用タンク等（政令第17条第1項第7号から第9号関係）

ア 給油取扱所の専用タンクから給油取扱所の敷地外への送油は認められないこと

イ 中仕切を設けた専用タンクにおいて、ガソリン、軽油又は灯油と廃油とを同時に取り扱うことは認められないこと

- ウ 潤滑油の地下貯蔵タンクは、認められないこと
- エ 専用タンクの注入口は、事務所等の出入口付近、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用に供する建築物の自動車等の出入口の付近、その他火災予防上支障となる場所に設けないこと
- オ 地下専用タンクの注入口には、油種の表示を行うこと
- カ 「廃油タンク等」には、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等（以下「ボイラー等」という。）に直接接続するタンクが含まれること
- キ 簡易タンクにおいて取り扱う同一品質の危険物には、法別表第一の品名が同じであっても品質の異なるものは含まないこと。例えば、オクタン価の異なるガソリンは同一品質の危険物と考えないこと

レギュラー ガソリン	ハイオク ガソリン	軽油	レギュラー ガソリン	レギュラー ガソリン	ハイオク ガソリン
認められる例			認められない例		

- ク 簡易タンクにおいて危険物を取り扱う場合、給油取扱所の敷地が防火地域又は準防火地域と指定されていない地域とにわたる場合は、全部を防火地域又は準防火地域として取り扱うこと。その後、地域指定が変更された場合は、変更後の地域に基づき規制する。
- ケ 固定注油設備に簡易タンクを接続することについては、次に適合している場合に限り、政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えない。
- (ア) 屋外給油取扱所（政令第17条第3項第1号から第3号までの規定による給油取扱所を除く。）であること
 - (イ) 防火地域及び準防火地域以外の地域であること
 - (ウ) 固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること
 - (エ) 簡易タンクの容量は600リットル以下であること
 - (オ) 簡易タンクの構造及び設備は、政令第14条第4号及び第6号から第8号までの規定によるものとする。
- コ 油配管を屋根上に設置する場合は、原則として断熱被覆又は不燃材料で造られた遮へい板の設置を行う等、直射日光からの熱による配管内の圧力の上昇を防止するための措置を行うこと。なお、断熱被覆を行う場合は、配管に高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により防食措置を行い、かつ、被覆外面に耐候性防水テープ等による防水措置を行うこと
- サ 油配管をキャノピーの天井又は柱内部に設置する場合は、有効に点検できる点検口を適当な位置に設置すること
- (7) 固定給油設備等の構造等（政令第17条第1項第10号関係）
- ア 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力

を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置を設けること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に地下タンク等に戻すことのできる装置を設ける場合にあっては、この限りでない。

イ 規則第25条の2第1号ホに規定する「ポンプ機器の運転を停止する措置」には、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等があること。なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合は、当該措置は必要ないものであること

ウ 規則第25条の2第2号ハに規定する「漏れを防止する措置」とは、過度の引張力が加わった時に離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止する装置を設ける等の措置を講じたものをいう。この場合、安全継手は2,000ニュートン以下の荷重によって離脱するものであること

エ 規則第25条の2第2号ニに規定する「給油ホース等が地盤面に接触しない構造」には、ホース取出口を高い位置に取り付ける構造、ホースをバネで上部に上げる構造、給油ホース等が地盤面に接触すると考えられる部分にゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられた構造、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられている構造等があること

オ 給油ホース等の長さの測定は、図4の例によること

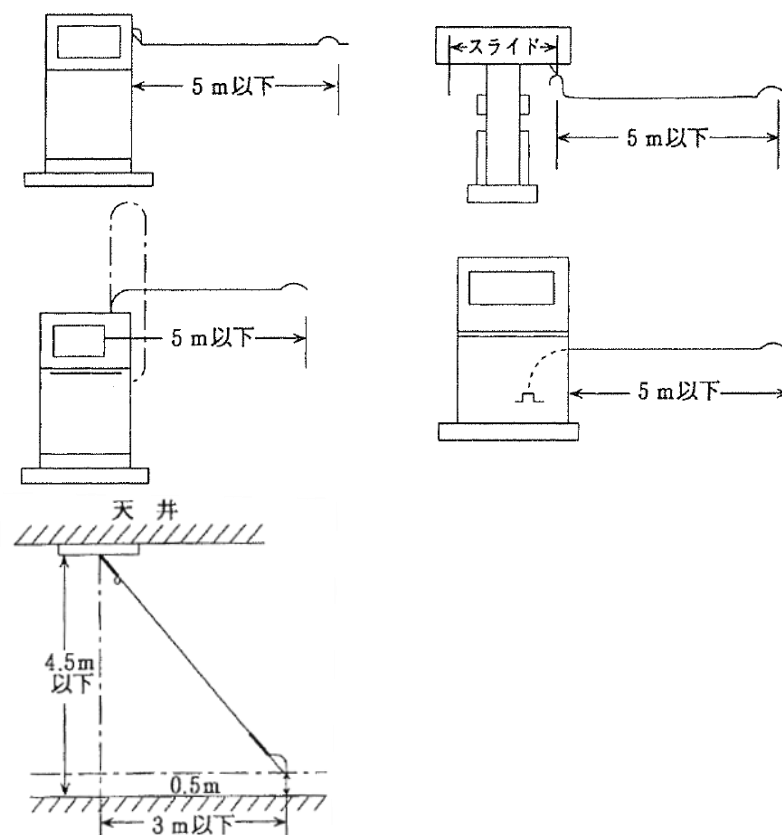


図4 ホース測定図

- カ 規則第25条の2第2号へに規定する「危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造」には、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造のもの、1回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって、2,000リットルを超えない量）以下に制限される構造のもの等、注入時の危険物のあふれを防止する機能を有するものがあること
- キ 車両に固定されたタンクに注入する場合にあっては、固定注油設備の注油ホースの直近に、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨が表示されたものであること
- ク 規則第25条の2第2号トに規定する「危険物の供給を停止する装置」には、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合に、ホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する装置等があること。なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合は、当該措置は必要ないものであること
- ケ 規則第25条の2第4号に規定する「難燃性を有する材料」とは、不燃材料及び準不燃材料並びにJIS K7201「酸素指数法による燃焼性の試験方法」により試験を行い、酸素指数が26以上となる高分子材料をいう。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする必要最小限度のものについては、この限りでない。
- コ 給油ホース等及び給油ホース等の先端ノズル部に蓄積される静電気を有効に除去するため、先端に設ける弁から固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000オーム未満であること
- サ 規則第25条の2第5号に規定する「可燃性蒸気が流入しない構造」は、別記15の「可燃性蒸気流入防止構造等の基準」によること
- シ 危険物保安技術協会の型式試験確認済証の交付を受けたものは、規則第25条の2の基準に適合しているものとする。

(8) 品目の表示（政令第17条第1項第11号関係）

- ア 規則第25条の3第1号に規定する「直近の位置」とは、固定給油設備等本体（懸垂式のものにあっては、給油ホース等設備の本体ケース）又は給油ホース等自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいう。
- イ 規則第25条の3第2号に規定する「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいう。ただし、レギュラー、ハイオク等及び商品名の表示でも差し支えない。

(9) 固定給油設備等の離隔距離（政令第17条第1項第12号及び第13号関係）

- ア 給油取扱所の周囲の塀は、建築物の開口部のない壁とはみなさない。
- イ はめごろし窓及び換気口は、開口部に該当すること
- ウ 固定給油設備等の離隔距離は、中心点までとし、懸垂式のもののうち給油ホース等の取付部がスライドするものにあっては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること
- エ 固定注油設備は、固定給油設備のアイランドと共用することはできないこと

- オ 一の固定給油設備内に、固定注油設備用のポンプ機器を設けることはできないこと
- カ 2以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔距離の規制はないこと
- キ ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を収容するポンプ室の構造等は、次によること
- (ア) ポンプ室は、常時点検可能な位置に設置すること
- (イ) ポンプ室に設置するポンプ機器の周囲には、点検、補修が可能な空間を有すること
- (10) 懸垂式の固定給油設備等の緊急停止装置（政令第17条第1項第15号関係）
- 緊急停止装置の操作部は、当該固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置に設けること
- (11) 給油取扱所の建築物等（政令第17条第1項第16号及び第17号関係）
- ア 規則第25条の4第1項第1号に規定する「作業場」には、ポンプ室、油庫及びコンプレッサー室が含まれること。ただし、コンプレッサー室の用途が主に点検・整備を行うものである場合にあっては、同項第3号に規定する「作業場」に含まれること
- イ 規則第25条の4第1項第2号に規定する「事務所」には、給油取扱所の従業員が業務のために使用する洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室等が含まれること
- ウ 規則第25条の4第1項各号に規定する用途には、長距離トラックの運転手用の簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は含まれないこと
- エ 規則第25条の4第1項第3号及び第4号の用途に供する部分で、自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料で造ること
- オ 規則第25条の4第1項第5号の用途に供する部分の出入口は、給油取扱所の敷地外から直接出入りできる位置に設けること
- カ 規則第25条の4第1項第6号に規定する用途以外の用途であっても、規則第25条の4第1項第6号に規定する用途に機能的に従属する場合は設けることを認めて差し支えないこと
- キ 規則第25条の4第2項に規定する「給油取扱所の係員のみが出入りするもの」には、自動車等の点検・整備を行う作業場への給油取扱所の係員同伴での顧客の一時的な出入りが含まれること。この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を当該作業場に掲示すること
- ク 給油取扱所には、立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物等建築物以外の工作物の設置は認められないこと
- ケ キャノピーに使用する不燃材料として、国土交通大臣の認定を受けた不燃性シートを用いることができる。
- コ 給油又は灯油の詰替えのための作業場の上部に天井を設ける場合は、社団法人公共建築協会が定める「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」14章4節「軽量鉄骨天井下地」中の屋外型又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること
- サ 階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合は、地階を設けて差し支えない。

シ 建築物に設ける階段は、不燃材料で造ること

ス 照明器具等をキャノピーの天井に設置する場合は、支持物により、屋根又ははりに直接取り付けするなど、天井に当該照明器具等の荷重がかからない構造とすること

セ 給油取扱所の建築物の壁のうち、次の(ア)又は(イ)の間仕切壁については、政令第23条の規定を適用し、難燃材料（建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）の使用を認めて差し支えない。

(ア) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された、危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

(イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

ソ キャノピーへの採光等のためのガラスの使用については、次に適合している場合に限る、政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えない。

(ア) 地震による振動等により容易に破損又は落下しないように、ガラス取付部が耐震性を有していること

(イ) 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること

(ウ) 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置を講じていること

(エ) ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること

(12) 可燃性蒸気流入防止措置等（政令第17条第1項第18号関係）

ア 固定給油設備から水平距離6メートル以内又は通気口等可燃性蒸気の発生するおそれのある設備から水平距離4メートル以内の位置にある窓は、地盤面から2メートルの高さまでを、それ以外の位置にある窓については、地盤面から0.6メートルの高さまでをはめごろしとすること

イ 出入口に自動ドアを設ける場合にあっては、随時開けることができる自動閉鎖のものとすること

ウ 犬走り等にスロープを設ける場合にあっては、次によること

(ア) スロープの最下部から最上部までの高さが15センチメートル以上であること。なお、スロープが明確でない場合は、最上部からの高さの差が15センチメートル以上となる場所までスロープとみなす。

(イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること

(ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと

(13) 塀又は壁（政令第17条第1項第19号関係）

ア 塀又は壁の高さが2メートルであるとした場合に、告示第4条の52第2項各号に掲げる箇所における輻射熱が同条第3項に規定する式を満たすか否かにより、当該塀又は壁の高さを2メートルを超えるものとする必要があるか判断すること。ただし、塀

又は壁がキャノピーと一体となっている場合を除く。

イ 告示第4条の52第1項各号に掲げる火災は、次のとおりとして差し支えない。

(ア) 告示第4条の52第1項第1号に掲げる火災にあつては、危険物の漏えい量を固定給油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間とし、給油を受ける自動車等の給油口の直下を中心とした円を火災の範囲とする火災

(イ) 告示第4条の52第1項第2号に掲げる火災にあつては、危険物の漏えい量を固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間とし、容器に詰め替えるための固定注油設備の場合には容器を置く場所を中心とした円を火災の範囲とし、車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備の場合には移動タンク貯蔵所等の駐車場所の中央を中心とする円を火災の範囲とする火災

(ウ) 告示第4条の52第1項第3号に掲げる火災にあつては、危険物の漏えい量を荷卸しを行う移動タンク貯蔵所の一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間を当該タンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算し、当該移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する吐出口の反対側の吐出口を外周とした円を火災の範囲とする火災

ウ 塀又は壁の高さの算出にあつては、漏えいした危険物のプール火災を想定して、輻射熱は燃焼開始から一定であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（消防庁特殊災害室）参考資料2 災害現象解析モデルの一例 4. 火災・爆発モデルに掲げる方法により算出して差し支えない。

エ 告示第4条の52第2項第1号に掲げる箇所における輻射熱の算出にあつては、塀に開口部が設けられている場合にあつては、当該塀の上部からの輻射熱と当該開口部を通過する輻射熱とを合わせたものが、告示第4条の52第3項に規定する式を満たすこと

オ 告示第4条の52第2項第2号に掲げる箇所における輻射熱の算出にあつては、防火設備に用いる網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができる。

カ 給油取扱所の事務所等の敷地境界線側の壁の開口部に設けられた防火設備については、当該防火設備の表面における輻射熱を算出する必要はないこと

キ 塀又は壁とキャノピーとの水平距離が1メートル以内となる場合は、当該塀又は壁とキャノピーとを一体とすること。ただし、周囲の状況等から判断して、火災予防上支障がないと認められる場合にあつては、この限りでない。

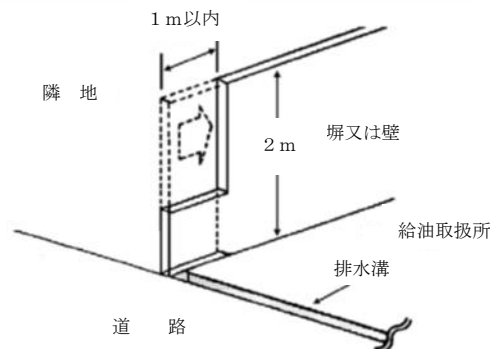
ク 塀又は壁への配管類の貫通は、認められないこと。ただし、次に定める部分において、当該塀又は壁と配管との隙間をモルタルその他の不燃材料により埋め戻しを行った場合にあつては、この限りでない。

(ア) キャノピーと一体化されていない塀又は壁であつて、政令第17条第1項第19号の規定により必要とされる高さ以上となる部分

(イ) 給油取扱所の事務所等の敷地境界線側の壁の高さ2メートル以上の部分

ケ 自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれ等がある塀又は壁に、道路の視認性を確保するための切欠きを設けることについては、その範囲を道路境界線から幅1メートル

ル以内とし、当該切欠きを設けた塀又は壁が規則第25条の4の2第2号の基準に適合する場合は、政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えない。



(14) ポンプ室等（政令第17条第1項第20号関係）

- ア 「ポンプ室その他危険物を取り扱う室」とは、油庫のほか危険物を取り扱う整備室、リフト室その他の室で、床及び壁で区画されたものをいう。
- イ 整備室の排水等が油分離装置に流入する構造のものは、当該油分離装置を貯留設備とみなすことができる。
- ウ 照明設備を設けた場合は、危険物の取扱いに支障がなければ採光設備を設けないことができる。
- エ 整備室の自動車等の出入口が整備中開放され、かつ、整備ピットを有しないもので、有効に換気される構造のものは、換気設備を設けないことができる。
- オ 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40度未満の危険物を取り扱う室をいう。
- カ 「蒸気を屋外に排出する設備」は、排風機により排出するものとし、吸気口には、温度ヒューズ付防火ダンパー及び引火防止網を設けること

(15) 業務を行うについて必要な設備（政令第17条第1項第22号関係）

- ア 門型洗車機の離隔距離は、可動範囲までの水平距離とすること
- イ コイン洗車機等を設置する場合は、見通しがよく、かつ、火災予防上支障のない場所に設置すること
- ウ 防爆構造でない車内清掃用電気掃除機の設置については、掃除機本体及び吸い込み口が、危険場所以外の範囲であり、かつ、可燃性蒸気を吸引するおそれのない場所に設ける場合に限り、認めて差し支えない。ただし、可燃性蒸気を吸引することを前提に設計された機種で、ブロワー部分がモーターやスイッチ等と完全に区画され、かつ、可燃性蒸気が強制的に排出できる構造のものにあつては、本体を危険場所以外に設置することで足りるものとする。なお、車内清掃用電気掃除機は、規則第25条の5第2項第2号により規制すること
- エ 危険物を取り扱う設備は、次によること
 - (ア) 規則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」のう

ち、油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を収納する部分は、表1に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること

表1

危険物を収納する部分の容積	板 厚
40ℓ以下	1.0mm以上
40ℓを超え100ℓ以下	1.2mm以上
100ℓを超え250ℓ以下	1.6mm以上
250ℓを超え500ℓ以下	2.0mm以上
500ℓを超え1,000ℓ以下	2.3mm以上
1,000ℓを超え2,000ℓ以下	2.6mm以上
2,000ℓを超えるもの	3.2mm以上

- (イ) 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること
 - (ウ) 油圧式オートリフトの地下埋設タンク及び地下埋設配管は、外面防食の措置を講ずること
 - (エ) ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること
- オ 規則第25条の5第2項第4号ロ及び第5号ロに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」は、原則として、設備の周囲に自動車等の衝突時の衝撃に耐える強度を有するもので、かつ、腐食の防止措置を講じたものにより造った防護柵又はポールを、図5の例により設ける措置をいう。ただし、その他のもので、自動車等の衝突防止上有効と認められる場合にあっては、この限りでない。

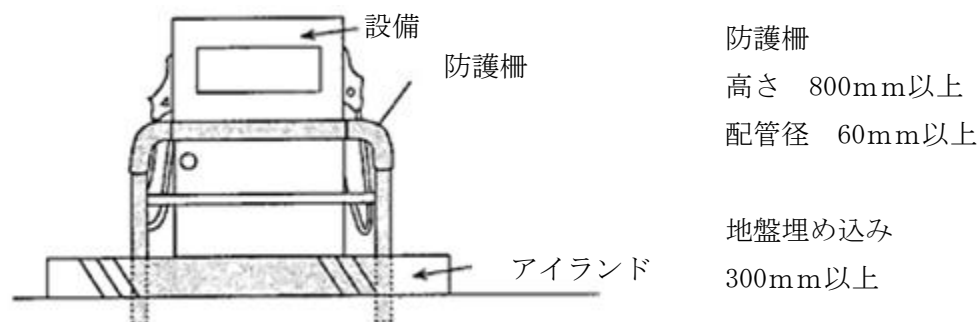


図5

カ 尿素水溶液供給機は、次によること

- (ア) ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留

するおそれのない場所に設置すること（図6参照）

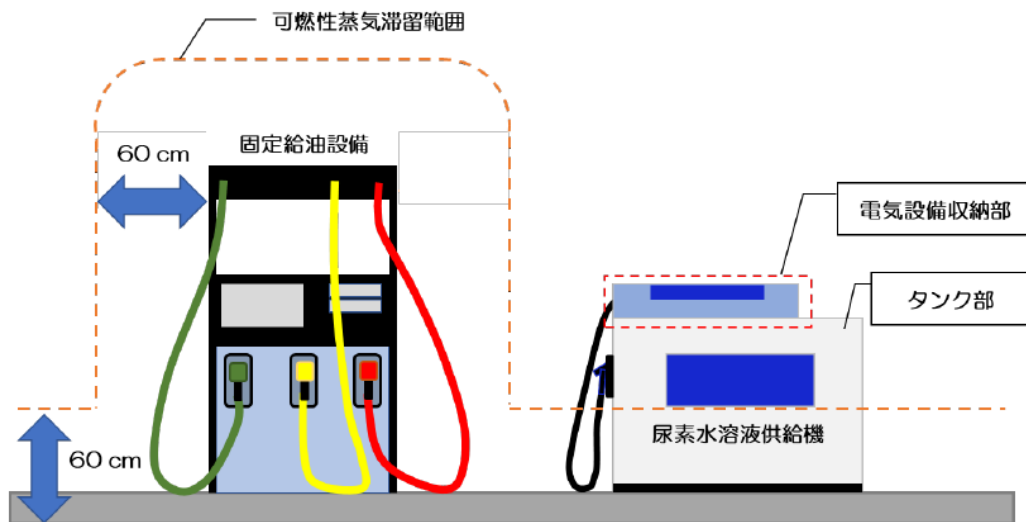


図6 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）

(イ) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること（図7参照）

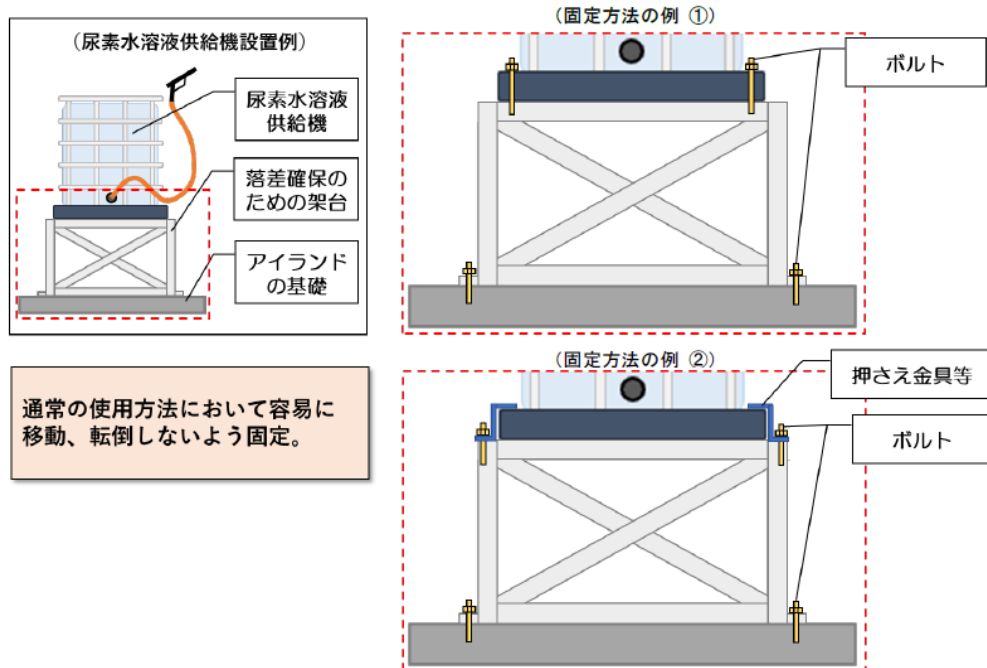


図7 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

キ 規則第25条の5第2項第5号イ(1)に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」及び規則第25条の5第2項第5号ただし書きに規定する「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」は、別記16「急速充

電設備の可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所」によること

(16) 給油に支障がある設備等（政令第17条第1項第23号関係）

ア 「給油に支障があると認められる設備」とは、自動車等の転回が困難となり自動車等の固定給油設備への衝突を招来しかねないような設備をいう。

イ 植栽の範囲は、次に掲げる部分以外の部分で、かつ、給油取扱所の利用者等の避難に支障のない場所であること。なお、植栽することができる植物については、製造所の基準（第1節. 3. (4). ア）によること

(ア) 給油空地等（防火塀際及び歩道際（切下げ部分以外）を除く。）

(イ) 危険物取扱設備（固定給油設備を除く。）から水平距離0.6メートル以内の部分

(ウ) 注入口から3メートル以内で地盤面から高さ0.6メートル以内の部分

(エ) 別記4「危険場所における電気設備の基準」に定める危険場所

ウ 看板の位置及び材質は、次によること

(ア) 看板の大きさ、取付位置については、給油業務や自動車等の通行に支障のない範囲とすること

(イ) 政令第17条第1項第19号に規定する塀又は壁の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用すること

(ウ) (イ) 以外の場所に設ける看板は、難燃性以上の材料を使用すること。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板にあつては、アクリル板等の難燃性以外の材料を使用することができる。

エ 幕、旗などを屋外（キャノピー内を含む。）において使用する場合は、防災処理を施したものを使用すること

オ ボイラー等を屋外に設ける場合は、当該ボイラー等を高さ2メートル以上の耐火構造又は不燃材料で造られた塀で囲い、かつ、屋根を設けないこと。この場合、塀に設ける出入口は、自動閉鎖の防火設備とし、その敷居の高さは15センチメートル以上とすること。ただし、火災予防上支障のない場所に設ける場合にあつては、この限りでない。

カ キャノピー上に給油取扱所の業務と直接関係のない広告は、業務に支障のない範囲であれば設けることができる。

(17) その他

ボイラー等に燃料を供給するための少量の燃料供給用タンク（以下「サービスタンク」という。）を設けることについては、次に適合している場合に限り、政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えない。

ア サービスタンクは、給油取扱所に設けるボイラー等に液体燃料を供給するためのものであること

イ サービスタンクの容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）は、指定数量の5分の1未満とすること

ウ サービスタンクの容量と当該給油取扱所の附随設備に収納する危険物の数量の総和は、

指定数量未満とすること

エ サービスタンクは、その容量に応じ、表2に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ること

表2

サービスタンクの容量	板 厚
400以下	1.0mm以上
400を超え1000以下	1.2mm以上
1000を超え2500以下	1.6mm以上
2500を超え5000以下	2.0mm以上
5000を超え1,0000以下	2.3mm以上
1,0000を超え2,0000未満	2.6mm以上

オ サービスタンクの外面には、さび止めのための措置を講じること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたサービスタンクにあっては、この限りでない。

カ サービスタンクには、通気管及び危険物の量を自動的に表示する装置（以下「油量自動表示装置」という。）を設けること。この場合、通気管は、規則第20条第2項の規定の例により設けること

キ サービスタンクは、政令第17条第1項第20号に規定する「ポンプ室その他危険物を取り扱う室」の基準に適合する専用の室に設置すること。ただし、ボイラー等との間に安全な距離を保有する場合又は防火上安全な障壁を設けた場合にあっては、当該ボイラー等と同じ室に設置することができる。

ク サービスタンクは、容易に点検することができる位置に設置するとともに、地震等により容易に転倒し、又は落下しないように不燃性の堅固な基礎又は架台上に設けること

ケ サービスタンクの配管には、地震等により当該配管とサービスタンクとの結合部分に損傷を与えないような措置を講じるとともに、政令第9条第1項第21号の規定の例により設置すること

2 屋内給油取扱所（政令第17条第2項関係）

(1) 屋内給油取扱所の定義

ア 「建築物内に設置するもの」とは、規則第25条の4第1項各号に規定する用途以外の用途を有する建築物に給油取扱所の全部又は一部が存するものをいう。

イ 上屋面積の算定

(ア) 建築物のひさし、はり、屋外階段、上階のオーバーハング部分、トラス等は、上屋面積に算入すること

(イ) 上屋に設けられたルーバーは、空間部分も含めて上屋面積に算入すること

ウ 規則第25条の6に規定する「火災の予防上安全であると認められるもの」とは、次の

ものをいう。ただし、給油取扱所を建築物内に設置するもの又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。(図8参照)

- (ア) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、そのキャノピーと事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつキャノピーと給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること
- (イ) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと

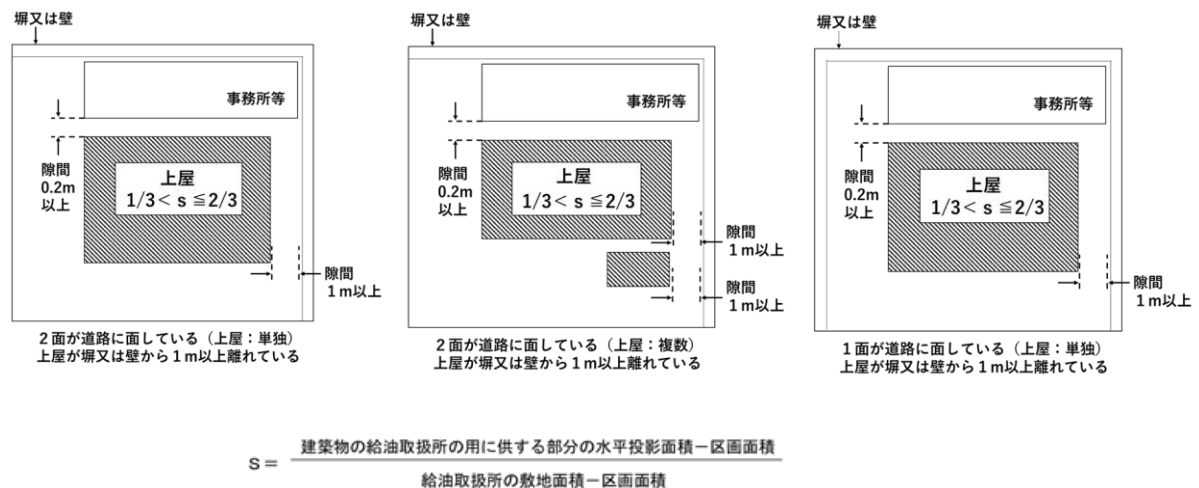


図8 火災の予防上安全であると認められる例

(2) 給油取扱所以外の用途（政令第17条第2項第1号関係）

- ア 事務所等の診療室等で、給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものであること
- イ 給油取扱所以外の用途部分には、その規模にかかわらず給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等を備えること
- ウ 規則第25条の4第1項第5号の用途に供する部分を給油取扱所の範囲に含めるか、又は他用途部分とするかについては、申請者が選択することができる。

(3) 油量自動表示装置（政令第17条第2項第2号関係）

油量自動表示装置は、数基の専用タンクの表示を1の表示窓で行い、スイッチを切り替えることにより各タンクの液量を表示する構造のものとすることができる。

(4) 通気管の位置（政令第17条第2項第3号関係）

規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいう。

(5) 過剰注入自動防止設備（政令第17条第2項第4号関係）

「過剰な注入を自動的に防止する設備」は、次のいずれかのものとする

- ア 専用タンクの容量以下に設定された量（設定量）の危険物が注入された場合、フロー

トの作動により注入管を閉鎖する機能を有するもの

イ 設定量の危険物が注入された場合、液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機能を有するもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これと同等以上の機能を有するもの

(6) 建築物の構造等（政令第17条第2項第5号関係）

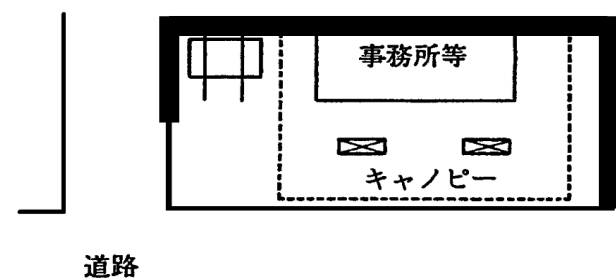
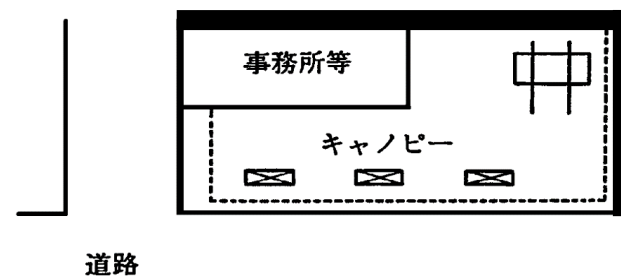
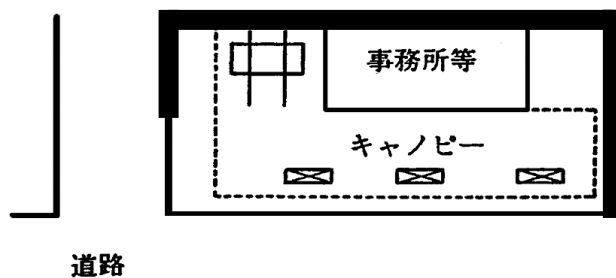
つり下げ式上屋等のトラスは、はりともみなし耐火構造とすること

(7) 区画（政令第17条第2項第6号関係）

他用途部分に通報する設備の電気配管等が耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該壁又は床と電気配管等との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋め戻すこと

(8) 二方開放（政令第17条第2項第9号関係）

ア 二方開放とは、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方が、自動車等の出入りする側又は規則第25条の8に規定する避難上及び通風上有効な空地に開放されていることをいう。（図9参照）



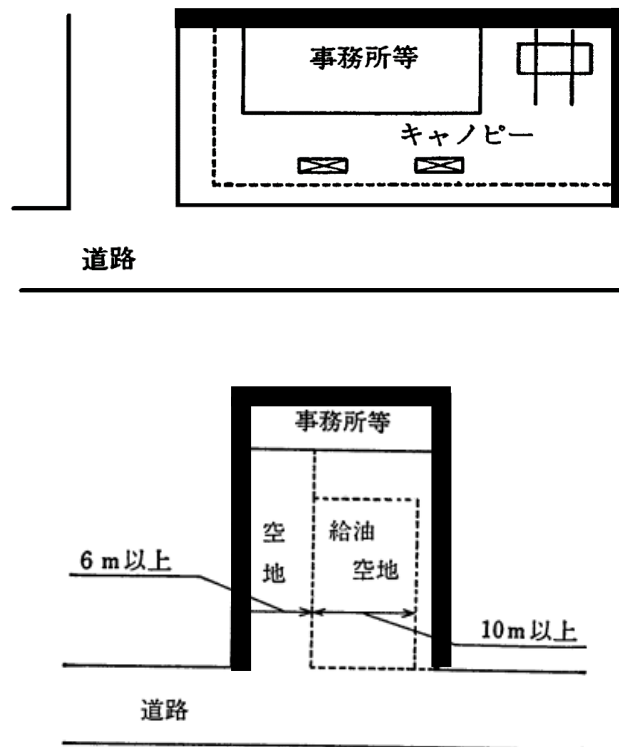


図 9

イ 避難上及び通風上有効な空地は、次によること

- (ア) 一切の物品の存置及び車両の駐停車をしないこと
- (イ) 給油を受ける自動車等が出入りするために使用しないこと
- (ウ) 漏えいした危険物が当該空地に流入しない構造とすること
- (エ) 「駐停車禁止」の表示が可能な場合は、コンクリート等による舗装をしないことができる。
- (オ) 自動車等の進入を防止するためのフラワーポット等の設置及びロープ等の展張はしないこと
- (カ) 避難上支障となる段差等を設けないこと

(9) 一方開放の措置（政令第17条第2項第9号ただし書関係）

ア 規則第25条の9第1号イに規定する「敷地外に直接通ずる避難口」は、次によること

- (ア) 給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できること
- (イ) 避難口を出た場所が給油取扱所の敷地外であり、かつ、避難のための空地が常時確保されていること

イ 規則第25条の9第3号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」は、通気管の先端が上屋の上部等の安全な場所に設置されている場合は、設けないことができる。

ウ 規則第25条の9第4号に規定する整備室（2面がシャッターで区画されているものを含む。）及びポンプ室に設ける「可燃性の蒸気を検知する警報設備」は、次によること

- (ア) 防爆性能を有すること
- (イ) 警報設定濃度は、おおむね爆発下限界の4分の1以下の値であること
- (ウ) 検知部は、おおむね地盤面から15センチメートル以下の可燃性蒸気を有効に検知できる位置に設置すること
- (エ) 警報部は、常時従業員等がいる事務所等に設置すること
- (オ) 警報を発した後は、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること
- エ 規則第25条の9第5号に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、1.
 - (16) オの規定の例による措置があること
- (10) 穴、くぼみ等（政令第17条第2項第10号関係）

収納した状態で床面と同一となるような構造を有するリフト設備の掘り下げ部分は、穴、くぼみ等とみなさない。
- (11) 上階を有する場合の措置（政令第17条第2項第11号関係）
 - ア 規則第25条の10第2号に規定する「危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備」の例としては、注入口付近の床面の傾斜、溝等の組合せによるものがあること
 - イ 規則第25条の10第2号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備」は、(9). ウの例によること
 - ウ 規則第25条の10第3号に規定する「耐火性能を有するひさし」は、30分以上の耐火性を有するものであること
 - エ 規則第25条の10第3号に規定する1.5メートル以上張り出した屋根又は耐火性能を有するひさし（以下「ひさし等」という。）を設けることが困難な場合は、上階の外壁から水平距離1.0メートル以上張り出したひさし等と、次に定めるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができる。
 - (ア) ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5メートル以下ごとに1個設けること
 - (イ) 水源の水量は、ドレンチャーヘッドの設置個数に1.3立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること
 - (ウ) ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にヘッドの先端で放水圧力が0.3メガパスカル以上で、かつ、放水量が毎分130リットル以上の性能のものとすること
 - (エ) ドレンチャー設備には、予備動力源を設置すること
 - オ 規則第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置」とは、J I S R3206に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいう。
- (12) 基準の準用

(1)から(12)に定めるもののほか、前1（(12)を除く。）の基準を準用する。

3 船舶給油取扱所（政令第17条第3項第2号関係）

- (1) 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所にあつては、給油に使用する給油タンク車を特定する必要はないこと
- (2) 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所にあつては、給油タンク車を包含することができるとともに、当該給油タンク車の周囲に安全かつ円滑に給油作業を行うことができる広さの空地を有すること
- (3) 規則第26条の2第3項第3号の規定において前条第3項第3号の例により講ずることとされている措置のうち、同号ロただし書に規定する措置とは、当該船舶給油取扱所において流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいう。
- (4) 規則第26条の2第3項第3号の2に規定する「回収等の応急措置を講ずるための設備」とは、油吸着材をいい、(3)の油吸着材と兼用できることができる。
- (5) (4)の油吸着材の保有量は、表3の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。なお、油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達舶査第52号（昭和59年2月1日）に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること

表3

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
30kℓ未満	0.3kℓ以上
30kℓ以上1,000kℓ未満	1kℓ以上
1,000kℓ以上	3kℓ以上

- (6) 表4に示す量の油吸着材を保有する場合は、(5)の規定を満たしているものとみなすことができる。

表4

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の保有量
30kℓ未満	30kg以上
30kℓ以上1,000kℓ未満	100kg以上
1,000kℓ以上	300kg以上

- (7) 規則第26条の2第3項第6号に規定する「給油タンク車が転落しないようにするための措置」とは、柵、囲いを設けること等の措置をいう。

4 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所（政令第17条第3項第4号関係）

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」（平成10年3月11日付け消防危第22号）によること

5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所（政令第17条第3項第5号関係）

圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上

の基準に係る運用上の指針について」(平成27年6月5日付け消防危第123号)によること

6 自家用給油取扱所(政令第17条第3項第6号関係)

(1) 給油空地

給油する自動車等の長さ及び幅に応じた給油空地を設けること

(2) 固定給油設備の位置

ア 固定給油設備と道路境界線等との間隔について、政令第17条第1項第12号ロ中「敷地境界線」とあるのは、「敷地境界線及び給油取扱所の設定線」と読み替えるものとする。

イ 道路境界線に防火塀(防火塀の先端から固定給油設備までの距離が4メートル以上となるものに限る。)を設けた場合は、当該防火塀から2メートル以上の距離とすることができる。

(3) 周囲の塀又は壁

塀又は壁を設けることにより、同一敷地内の建築物への出入り等に支障をきたす場合は、当該建築物が次のいずれかに該当する場合に限り、これを設けないことができる。

ア 建築物が給油取扱所の設定線から、平屋建にあつては3メートル、2階建以上にあつては5メートルを超える距離にあるとき

イ 建築物の外壁及び軒裏を耐火構造、準耐火構造(建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。)若しくは防火構造(建基法第2条第8号に規定する防火構造をいう。)とし、又は不燃材料で造り、かつ、開口部に防火設備が設けられているとき

7 メタノール等を取り扱う給油取扱所(政令第17条第4項関係)

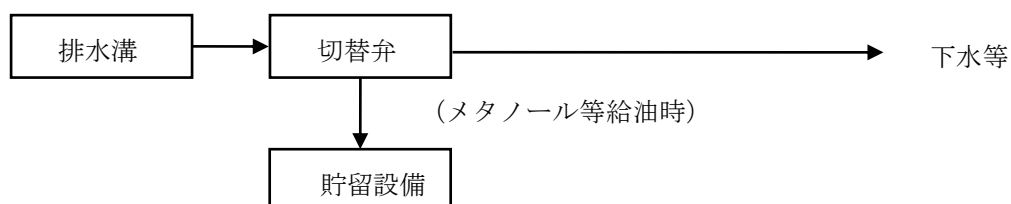
(1) 第4類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものであること

(2) 危険物の流出防止措置

給油空地等に排水溝、油分離装置、切替弁及び貯留設備を設けることは、政令第17条第1項第5号に規定する危険物の流出防止措置の一例として考えられること。なお、当該設備を設ける場合は、次によること

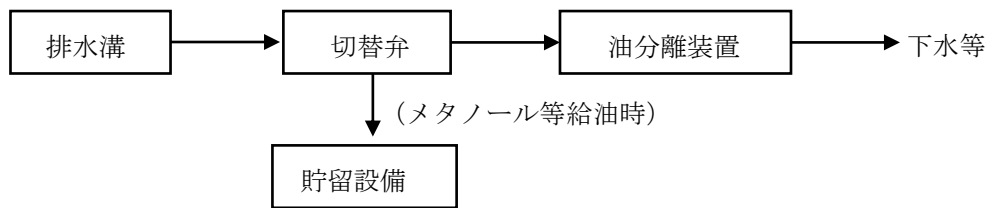
ア 排水溝、油分離装置、切替弁及び貯留設備の接続は、次のとおりとすること(図10参照)

(ア) 第4類の危険物のうちメタノール又はこれを含有するもの(以下「メタノール等」という。)のみを取り扱う給油取扱所



(イ) (ア)以外の給油取扱所(給油空地等の周囲に排水溝、油分離装置、切替弁及び貯留設

備を設ける給油取扱所)



イ 切替弁は、次のとおりとすること

(ア) 流れ方向が表示されていること

(イ) 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること

ウ 貯留設備は、次のとおりとすること

(ア) ためます、地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等漏れたメタノール等を収容できる構造とすること

(イ) 通気管及び貯留設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること

エ 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と、給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地（以下「その他の空地」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合は、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び貯留設備を設け、その他の空地の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることとして差し支えない。この場合、固定給油設備等のホース機器は、それぞれの存する給油空地等のうち、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の空地に設けられた専用の排水溝（メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備等のホース機器との間に存する部分に限る。）との間に、表5に定める距離を保つこと（図10参照）

表5

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距 離
3 m以下	4 m以上
3 mを超え 4 m以下	5 m以上
4 mを超え 5 m以下	6 m以上

注 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ政令第17条第1項第12号イ及び同項第13号ロに規定するものをいう。

(3) 専用タンク等（規則第28条の2第2号関係）

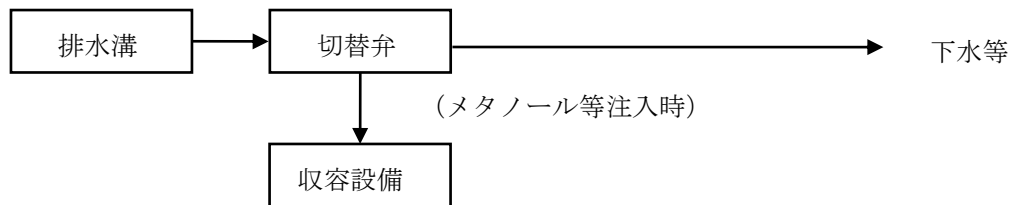
ア 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

(イ) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあっては、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に、排水溝を設けて差し支えない。（図10参照）

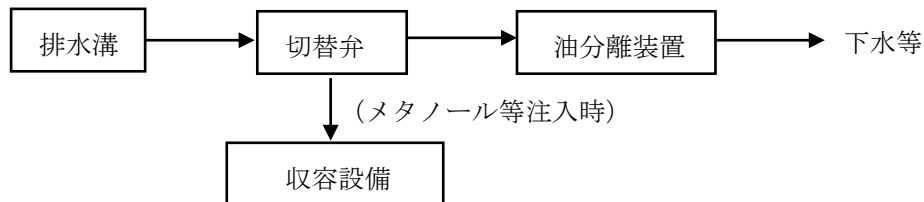
(イ) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を収容できるように設けること

(ウ) 排水溝、切替弁及び収容設備（漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備をいう。以下同じ。）の接続は、次のとおりとすること（図10参照）

A メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合



B メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設ける場合



(エ) 切替弁は、(2). イによること

(オ) 収容設備は、次のとおりとすること

A 地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等とすること

B 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること

(カ) 政令第17条第2項第11号に規定する上部に上階を有する屋内給油取扱所においては、規則第25条の10第2号に規定する設備を排水溝及び収容設備とみなすことができる。

イ 貯留設備等の兼用

注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備は、給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及び貯留設備と兼ねることができる。（図10参照）

ウ 専用タンク等

メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠されている等、通常開放できない構造とすること

エ メタノール検知装置

(ア) メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に、専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること

(イ) メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合であつて、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検査するための管を設ける場合は、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができる。

オ 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となる場合は、当該注入口には弁を設けないこととして差し支えない。

カ 専用タンク等の通気管

(ア) メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとすること

(イ) メタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、原則として可燃性蒸気を回収する設備を設けること

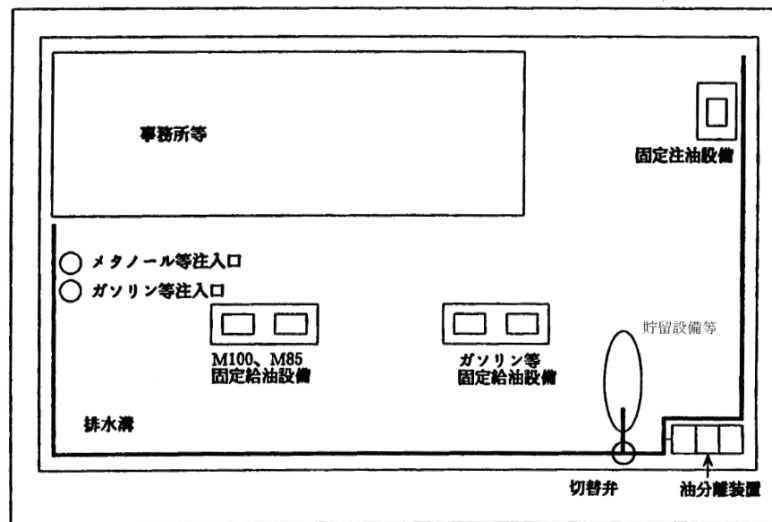
(4) 消火設備

メタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型消火器）を設ける場合は、原則として水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすること

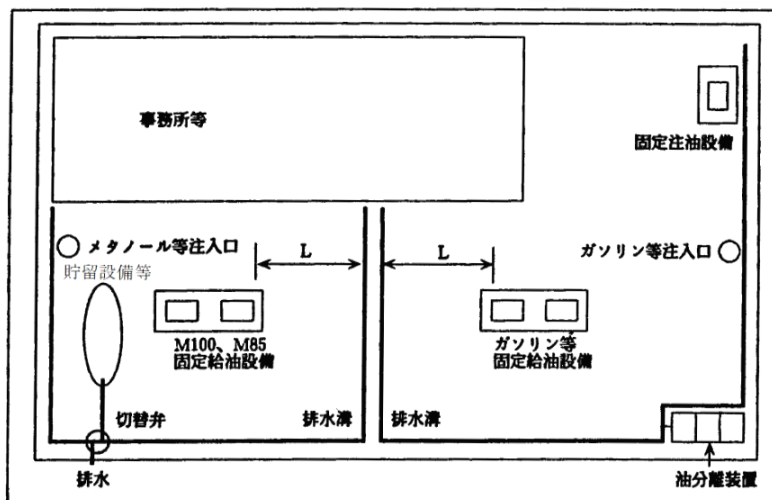
(5) 警報設備

メタノールを取り扱う給油取扱所に、自動火災報知設備を設置する場合は、原則として、感知器は炎感知器を使用すること

給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝と兼用）の例

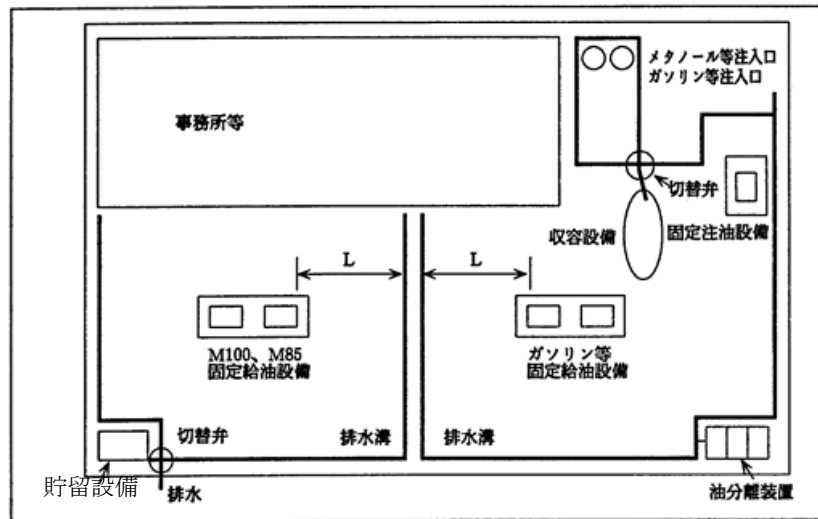


メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



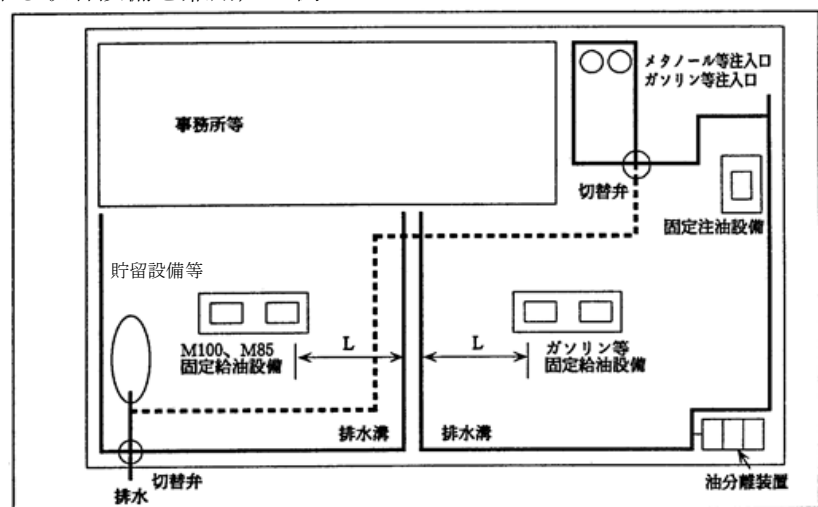
注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること

メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例



注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること

メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る収容設備を兼用）の例



注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること

図10 メタノール等を取り扱う給油取扱所における、排水溝、切替弁、油分離装置、貯留設備及び収容設備の接続例

8 エタノール等を取り扱う給油取扱所（政令第17条第4項関係）

(1) 基本事項

ア 「エタノール等」とは、第4類の危険物のうちエタノール又はこれを含有するものをいう。

イ 政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものとは、エタノールを含有する第4類の危険物の総称であること。ただし、バイオエタノールの一種であるETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものには含まれない。

(2) エタノールを取り扱う給油取扱所

エタノールを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項は、7.(2)から(5)までの規定によること。この場合、「メタノール」及び「メタノール等」とあるのは「エタノール」と読み替えるものとする。

(3) エタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所

エタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項は、次によること

ア 専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備は、次により設置すること

(ア) 規則第28条の2第3項第1号及び第28条の2の2第3項第1号に規定する「排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備」は、7.(3).ア及びイの規定の例により設けること。この場合、「メタノール等」とあるのは、「エタノールを含有するもの」と読み替えるものとする。

(イ) 規則第28条の2第3項第1号ただし書きに規定する「専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合」とは、専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが4,000リットル漏れた場合において、当該危険物に含まれるエタノール量を当該給油取扱所に設置される油分離装置の収容量で除した値が0.6未満となる場合をいう。

イ エタノールを3%含有するガソリン（以下「E3」という。）及びエタノールを10%含有するガソリン（以下「E10」という。）を取り扱う給油取扱所において、規則第23条の3第2号に規定する「タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備」を設ける場合は、規則第28条の2第3項第2号及び第28条の2の2第3項第2号に規定する「当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合」に該当しない。

ウ 規則第23条の3第2号に規定する「タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備」にエタノールの漏れを検知することができる装置を設けた給油取扱所は、危険物に含まれるエタノール量に関わらず、規則第28条の2第3項第2号及び第28条の2の2第3項第2号に規定する「当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合」に該当しない。

エ E3及びE10を取り扱う給油取扱所に設置する消火設備は、次によること

(ア) E3及びE10を取り扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとする

(イ) E10を取り扱う給油取扱所に設置する第3種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火

薬剤を用いる場合は、耐アルコール型のものとする

9 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（政令第17条第5項関係）

(1) 顧客に自ら給油等をさせることができる範囲（規則第28条の2の4関係）

「自動車」には、自動二輪車も含まれるものであること。また、顧客にガソリンを容器に詰替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはできない。

(2) 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準（規則第28条の2の5関係）

ア 表示方法

表示の方法としては、「セルフ」、「セルフサービス」等を見やすい箇所への記載、看板の掲示等により行うことで差し支えない。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所は、当該時間帯等にはその旨を表示すること

イ 顧客用固定給油設備の構造等

(ア) 手動開閉装置を備えた給油ノズルの構造

A 「手動開閉装置をいったん閉鎖しなければ給油を開始することができない構造」には、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等があること

B 「給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造」には、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること

C 「自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置」（可燃性蒸気回収装置）には、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等を有するものがあること。なお、燃焼処理、高所放出等を行うものは、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること

(イ) 自動停止装置の構造

A 給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること

B 給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15リットル毎分程度（軽油専用で吐出量が60リットル毎分を超える吐出量のものにあつては、25リットル毎分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合は、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること

(ウ) 給油ホースの構造

「著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造」には、給油ホースの途中に緊急離脱カプ

ラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること

(エ) 誤給油防止構造

「ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造」には、次のもの等があること。なお、ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなされるものであること

A 給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定し、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造としたもの（コンタミ（Contaminationの略）防止装置）。なお、この場合、ガソリンと軽油の別を判別できることで足りる。

B 顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造としたもの（油種別ポンプ起動）。例としては監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定をする構造や、顧客が自ら固定給油設備で油種設定をする構造等があること

(オ) 給油量等設定構造

「設定」は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと

(カ) 地震時自動停止構造

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができる。

ウ 顧客用固定注油設備の構造等

(ア) 自動停止装置の構造

15リットル毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に、機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合は、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること

(イ) 注油量等設定構造

イ. (オ)によること

(ウ) 地震時自動停止構造

イ. (カ)によること

- (エ) 危険物保安技術協会の型式試験確認済証の交付を受けた顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）は、規則第28条の2の5の基準に適合しているものとする

エ 自動車等衝突防止措置等

(ア) 自動車等衝突防止措置

「自動車等の衝突を防止するための措置」には、1. (16). オの規定の例による措置があること

(イ) 危険物の漏えい拡散防止措置

「漏えいの拡散を防止するための措置」は、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）によること。立ち上がり配管遮断弁を設置する場合は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。逆止弁を設置する場合は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること

オ 表示

(ア) 顧客用固定給油設備等

A 顧客用である旨の表示の方法としては、顧客用固定給油設備等又はアイランドに設置されている支柱等への「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等があること

B 一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること

C 普通自動車等の停止位置として長さ5メートル、幅2メートル程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2メートル四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること

(イ) 給油ホース等

A 使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等は、近傍の壁面等に記載すること

B 彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まない。

C エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えない。

D 使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うことが

望ましいものであること

(ウ) 顧客用以外の固定給油設備等

顧客用以外である旨の表示の方法としては、当該設備又はアイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等があること

カ 制御卓等の基準

(ア) 「直接視認できる」とは、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいう。

(イ) 「視認を常時可能とする」とは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

(ウ) 「監視設備」としては、モニターカメラ及びディスプレイがあること

(エ) 「制御装置」には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものは、油種設定のスイッチを併せて設置すること

(オ) 「速やかに操作することができる箇所」とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等があること

(カ) 「顧客と容易に会話することができる装置」には、インターホンがあること。インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。なお、懸垂式の顧客用固定給油設備等は、近傍の壁面等に設置すること

(キ) 制御卓には、固定消防設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること

(ク) 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えない。この場合、すべての制御卓に、顧客用であるか否かにかかわらず固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること

(ケ) 危険物保安技術協会の型式試験確認済証の交付を受けたものは、規則第28条の2の5第6号の基準に適合しているものとする。

キ 可搬式の制御機器の基準

(ア) 制御装置については、カ. (エ)の例によること。この場合、「制御卓」とあるのは、「可搬式の制御機器」と読み替えるものとする。

(イ) 当該機器の給油等許可機能を作動させ、又は停止（以下「作動等」という。）させるためのビーコン等の無線通信機器は、可搬式の制御機器を用いた従業員が顧客の給油行為等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行える範囲内で、適切に作動等ができる位置に設けること

(ウ) 給油等停止機能及び一斉停止機能は、(イ)の範囲を含め、給油空地、注油空地及びこ

これらの周辺の屋外において作動させることができること

(エ) 肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること

(オ) 当該機器の規格は、別記 4. 4 又は次のいずれかに適合するものとする

A 国際電気標準会議規格 (IEC) 60950-1

B 日本産業規格 (JIS) C 6950-1 (情報技術機器－安全性－第 1 部：一般要求事項)

C 国際電気標準会議規格 (IEC) 62368-1

D 日本産業規格 (JIS) C 62368-1 (オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項)

(3) 消火設備

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（政令第17条第2項第9号ただし書きに規定する屋内給油取扱所のうち上部に上階を有するものは除く。）に設けることとされている泡消火設備告示第18条に規定するパッケージ型固定泡消火設備について、危険物保安技術協会の型式試験確認済証の交付を受けたものは、規則第32条の6及び泡消火設備告示第18条の規定に適合しているものとする。

10 貯蔵及び取扱いの基準（政令第24条・第27条関係）

(1) 自動車等の点検・整備に伴う火気の使用（政令第24条第2号関係）

ア スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から60センチメートル以上の高さの位置で行うこと

イ バッテリーの充電は、充電の際の端子接続位置が建築物内の床面又は空地の舗装面から60センチメートル以上の高さの位置で行うこと

ウ 自動車等の点検・整備を、火気を使用する方法又は火花を発するおそれのある方法により行う場合は、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うこと

エ オイルフィルター等の部品の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うこと

オ 可燃性蒸気を発するおそれのある方法により自動車等の点検・整備を行う場合は、十分な換気を行うこと

(2) 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入する作業（政令第27条第6項関係）

ア ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと

イ 軽油を車両に固定したタンクへ注入する作業は、規則第25条の2第2号ホの注入管の先端をタンクの底部に着けた状態で行うこと

(3) 専用タンクに危険物を注入するときの措置（政令第27条第6項関係）

規則第40条の3の3の2第3号に規定する「専用タンクに貯蔵されている危険物と異なる種類の危険物が誤って注入されることを有効に防止することができる構造」とは、コンタミ防止装置をいう。

(4) 駐車等の場所（政令第27条第6項関係）

ア 第1号りに規定する「駐車」とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所以外の場所におり、直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所内におり、係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まない。

イ 駐車の場所は、白線等で明瞭に区画すること

ウ 車庫証明を取得できる自動車は、給油取扱所がその業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するもののみとすること

(5) 物品の販売等の業務の場所（政令第27条第6項関係）

規則第40条の3の6第2項第1号に規定する「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物」とは、建築物の2階から建築物外の場所を通ることなく安全に給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造等を有する建築物をいう。

(6) 給油の業務が行われていないときの措置（政令第27条第6項関係）

ア 第1号カに規定する「係員以外の者を出入させないため必要な措置」とは、給油の営業時間外に、給油取扱所の道路境界線にロープ、チェーン等を展張することをいう。

イ 規則第40条の3の6の2第1号に規定する「係員以外の者を近寄らせないための措置」とは、カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等の措置をいう。

ウ 規則第40条の3の6の2第2号に規定する「みだりに操作を行わせないための措置」とは、保護カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等の措置をいう。

エ 規則第40条の3の6の2第3号に規定する「係員以外の者を近寄らせないための措置」とは、施設の利用に供さない部分への施錠等の措置をいう。

オ 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りにあつては、原則として、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者による管理が必要であること。給油取扱所の所有者等と給油業務が行われていないときに出入りする者が異なる場合は、契約、覚書等によって防火管理及び施設等の管理責任を明確化すること。この場合においても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物保安を行う必要があること

(7) 船舶給油取扱所（政令第27条第6項関係）

ア 規則第40条の3の8第3号ロに規定する「給油タンク車が移動しないための措置」とは、給油タンク車の車輪の前後に輪止めを置くこと等の措置をいう。

イ 給油タンク車を給油設備として用いる場合にあつては、船舶給油取扱所と給油タンク車の双方の危険物取扱者の立会いの下で給油を行うこと

(8) メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油取扱所（政令第27条第7項関係）

ア 切替弁の操作

メタノール等又はエタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合は、メタノール等又はエタノール等の漏れがないことを確認した後に、切替弁の操作を行うこと

イ 貯留設備及び収容設備からの危険物等のくみ上げ

漏れたメタノール等又はエタノール等を確実に収容するため、随時、貯留設備及び収

容設備を確認し、危険物等が滞留している場合には、当該危険物等をくみ上げておくこと

ウ 移動貯蔵タンクからの注入

メタノール又はエタノールを移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンクに注入する場合は、当該移動貯蔵タンクのマンホールを開放した状態で行わないこと

(9) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（政令第27条第6項関係）

ア 顧客用固定給油設備等を使用して、従業者による給油等を行うことは差し支えない。

イ 規則第40条の3の10第2号に規定する「適正な数値」とは、大型トラック専用の給油取扱所等以外の給油取扱所にあつては、給油量についてはガソリンの場合100リットル、軽油の場合200リットルを、給油時間については4分を標準とすること。また、注油量については100リットル、注油時間については6分を標準とすること

ウ 規則第40条の3の10第3号に規定する「顧客自らによる給油作業又は容器への詰め替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと」（以下「監視等」という。）は、法第13条第3項に規定する危険物取扱者の立会いとして実施するものであること。したがって、当該監視等を行う者は、甲種又は乙種の危険物取扱者である必要があること。なお、同時に複数の従業者により監視等を行う場合は、そのうちの1名を危険物取扱者とし、その他の従業者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うこととして差し支えない。監視等を行う危険物取扱者は当該給油取扱所の設備等を熟知している者であるとともに、その他の従業者も危険物の性質、火災予防、消火の方法等に関する知識を有し、当該給油取扱所の設備等を熟知している者であること。また、監視者が、レジ業務を兼ねることは、当該監視等を行えることが確保されていれば差し支えない。

エ 規則第40条の3の10第3号イに規定する「直視等」には、車両等により死角となる場合、モニターカメラの映像等が含まれるものであること

オ 規則第40条の3の10第3号ロに規定する「安全上支障のないことを確認」には、給油作業においては、エンジンが停止されていること、自動車の燃料タンクへの給油であること（ガソリンを容器へ詰め替えるものでないこと）等の確認が、容器への詰め替え作業においては、容器が適法なものであること等の確認が含まれること

カ 規則第40条の3の10第3号ニに規定する「非常時その他安全上支障があると認められる場合」とは、火災及び漏えいの発生を覚知した場合のほか、給油作業中等に、火災等の発生の危険性が切迫していることが認められる場合を含むこと

第2 販売取扱所（政令第18条関係）

1 第1種販売取扱所（政令第18条第1項関係）

(1) 標識及び掲示板（政令第18条第1項第2号関係）

標識及び掲示板については、製造所の基準（第1節. 3）の例によること

(2) 他用途部分との隔壁（政令第18条第1項第3号関係）

ア 連絡等やむをえない場合に限り、他用途部分との隔壁に開口部を設けることができる。

この場合、当該開口部は、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とすること
イ 他用途部分との隔壁に監視用の窓を設ける場合は、必要最小限の大きさとし、網入りガラスのはめごろしの特定防火設備とするほか、温度ヒューズ付シャッター、ダンパー等延焼防止の措置を講ずること

(3) 上階の床（政令第18条第1項第5号関係）

既設の建築物を改造し、販売取扱所を設ける場合において、上階の床を耐火構造とすることが困難な場合は、天井を上階の床と同等以上の性能を有する耐火構造とすることで政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えない。

(4) 配合室（政令第18条第1項第9号関係）

- ア 「床面積」とは、建基令第2条第1項第3号に定めるところによること
イ 床及び貯留設備については、製造所の基準（第1節. 7）の例によること
ウ 蒸気排出設備については、製造所の基準（第1節. 10）の例によること

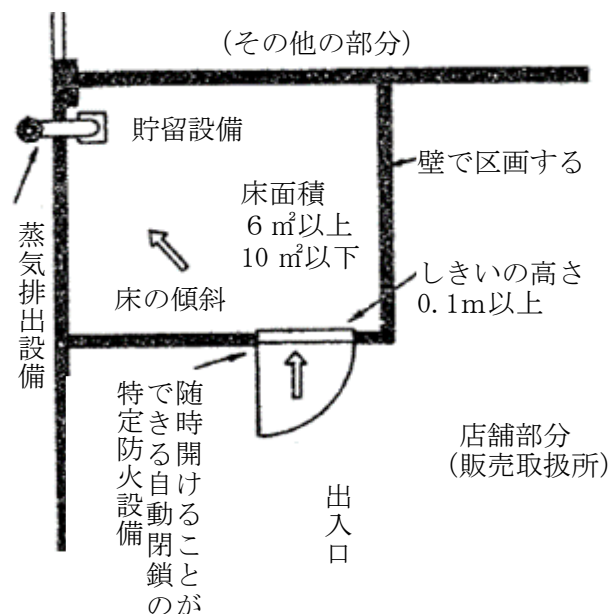


図1 配合室の例

2 第2種販売取扱所（政令第18条第2項関係）

(1) 上階への延焼を防止するための措置（政令第18条第2項第2号）

次の措置は、上階への延焼を防止するための措置の一例として考えられる。

- ア 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける措置。なお、ひさしの突き出し長さは0.9メートル以上とする必要がある。（図2参照）
イ 上階の外壁を耐火構造又は防火構造とし、かつ、第2種販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめごろしの防火設備を設ける措置

ウ 0.9メートル以上のひさしが設けられない場合の上階への延焼を防止するための措置
(図3参照)

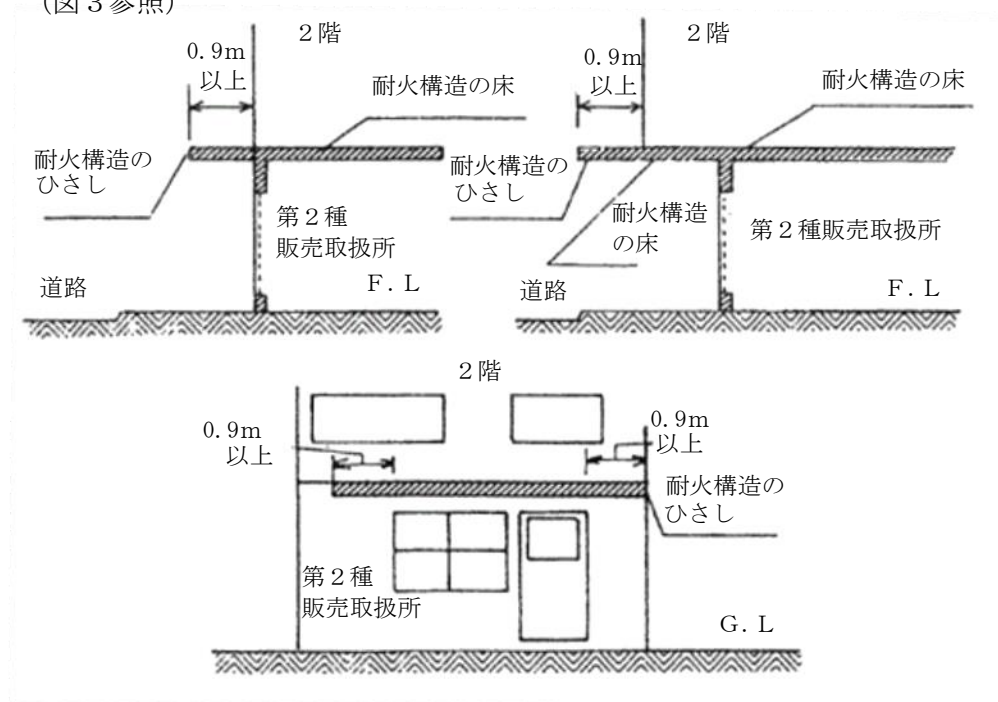
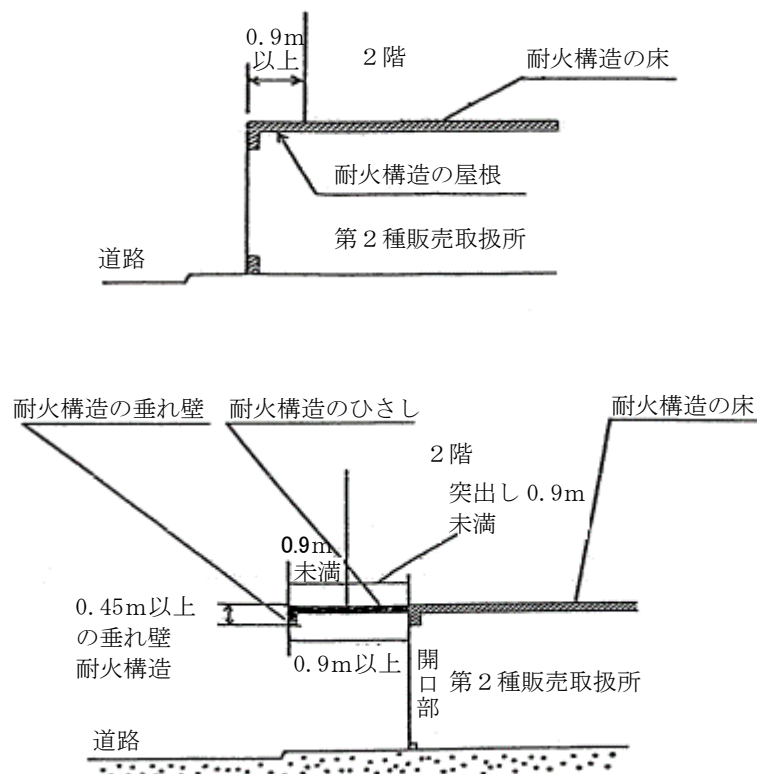


図2 ひさしを設ける措置の例



項、第28条の60第2項及び第3項、第28条の60の2第2項、第28条の60の3第2項並びに第28条の60の4第3項の規定が適用される一般取扱所

イ 設備単位で規制されるもの

規則第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項、第28条の60第4項、第28条の60の2第3項及び第28条の60の4第5項の規定が適用される一般取扱所

ウ 屋上での設備単位で規制されるもの

規則第28条の57第4項及び第28条の60の4第4項の規定が適用される一般取扱所

(2) 共通事項

ア 一の建築物に複数の一般取扱所（政令第19条第2項第4号、第5号及び第9号〔第28条の60の4第2項に定める特例のみを適用するもの〕に規定するものを除く。）の設置が認められ、さらに、政令第2条及び第3条の貯蔵所及び取扱所のうち、部分規制されるものも同一建築物内に設けることができる。

なお、同一階において2つの一般取扱所を隣接して設置する場合、壁及び出入口は共用して支障ない。

イ 設備単位で規制される一般取扱所については、政令第19条第2項各号で同一号の類似する設備を複数設置することができる。この場合、複数の設備を一の一般取扱所として、その周囲に幅3メートル以上の空地を保有することをもって足りる。

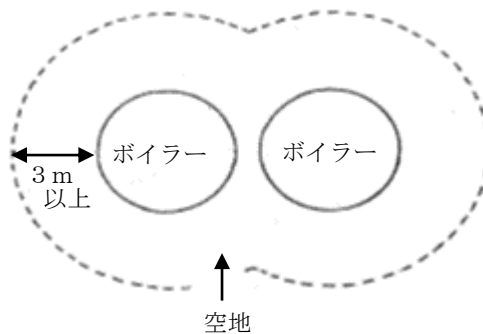


図1 同一号の類似する設備を複数設置する場合の空地の例

ウ 設備単位で規制される一般取扱所において、同一室内に政令第19条第2項各号で異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、当該設備周辺に設ける幅3メートル以上の空地は、相互に重なってはならないこと

エ 設備単位で規制される一般取扱所において、「危険物を取り扱う設備から3メートル未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合」の耐火構造を必要とする範囲は、危険物を取り扱う設備から水平距離が3メートル未満となる範囲をいう。

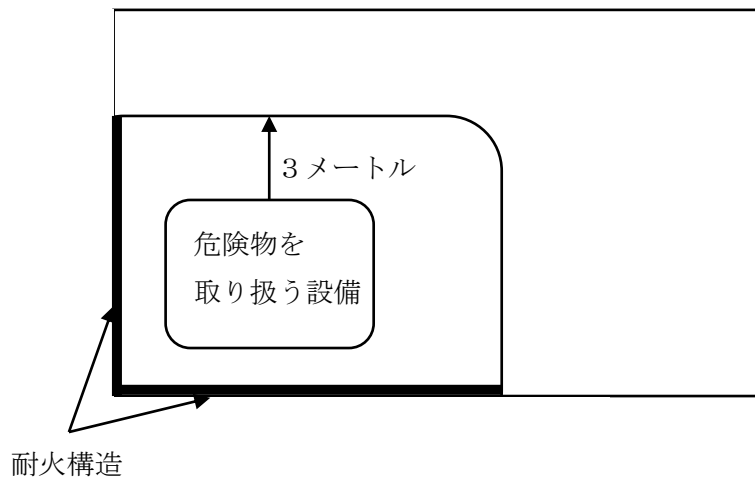


図2 耐火構造の範囲

(3) 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所（規則第28条の54第1号及び第28条の55）

ア 該当する作業形態は、次のようなものがある。

- (ア) 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- (イ) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- (ウ) 光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業

イ 規則第28条の55第2項第2号に規定する「同等以上の強度を有する構造」については、屋内貯蔵所（第2節. 第1. 3. (3)）の例によること

(4) 専ら洗浄作業を行う一般取扱所（規則第28条の54第1号の2及び第28条の55の2）

ア 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、危険物を浸すもの、危険物と一緒に攪拌するもの等が該当する。

イ 規則第28条の55の2第2項第2号に規定する「過熱を防止することができる装置」には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー（水冷、空冷等）や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。

(5) 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所（規則第28条の54第2号及び第28条の56）

ア 規則第28条の56第2項第1号に規定する「同等以上の強度を有する構造」については、屋内貯蔵所（第2節. 第1. 3. (3)）の例によること

イ 危険物保安技術協会により「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されている放電加工機については、概略図書類を添付すること

(6) 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（規則第28条の54第3号及び第28条の57）

ア 該当する取扱形態は、次のようなものがある。

- (ア) ボイラー
- (イ) 冷温水発生設備

(ウ) 給湯設備

(エ) 焼却炉

(オ) 発電設備

イ ボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（以下「排気筒」という。）は、規則第28条の55第2項第8号及び規則第28条の57第4項第10号に規定する「換気の設備」には該当しないもの

ウ 次のような措置を講じた場合は、政令第23条の規定を適用し、排気筒を一般取扱所と他の部分との区画に貫通させることができる。

(ア) 他の部分にある排気筒の周囲を、金属以外の不燃材料で被覆すること

(イ) 他の部分にある排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること

(ウ) 一般取扱所内にある排気筒を厚さ1.5mm以上の鋼板で造り、貫通部の隙間を不燃材料で埋め戻すこと

エ 規則第28条の57第4項第3号及び第6号に規定する「囲い」については、危険物を取り扱う設備又はタンクが、底部が危険物の流出を防止する構造で、かつ、雨水が浸入しない構造のキュービクル内に設置されているものにあつては、省略することができる。この場合、危険物を取り扱う設備とタンクとの間の距離は点検整備に必要な1メートル以上の空地をもつて足りる。

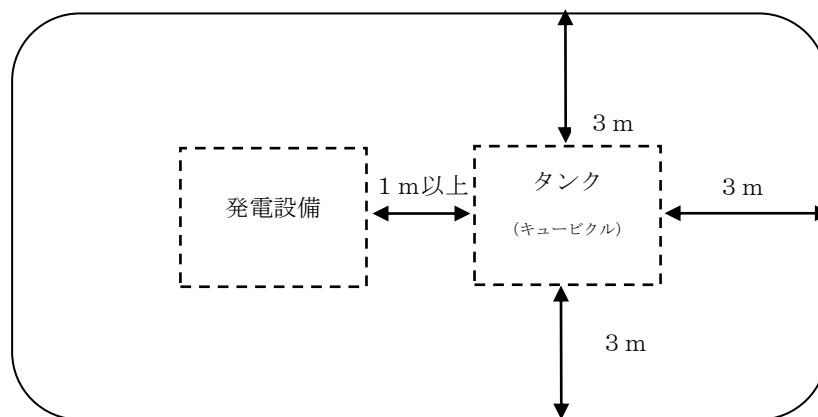


図3 危険物を取り扱う設備とタンク（キュービクル）の設置例

(7) 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（規則第28条の54第6号及び第28条の60）

油圧装置等には、油圧装置及び大型機械の軸受、工作機械等を使用される潤滑油装置等が該当する。

(8) 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（規則第28条の54第7号及び第28条の60の2）

切削装置等には、旋盤、ボール盤、フライス盤、切削盤等の工作機械等が該当する。

(9) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（規則第28条の54第9号及び第28条の60の4）

ア 告示第68条の2の2の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること

(イ) I E C（国際電気標準会議）62619又は62933-5-2に適合するもの

(ロ) U L（米国保険業者安全試験所）1973又は9540に適合するもの

イ 危険物を用いた蓄電池設備が告示第68条の2の2に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第28条の55第2項第3号から第8号まで並びに同第28条の56第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものについては、規則第28条の60の4第2項に定める特例及び同条第3項に定める特例を適用することができる。

ウ 危険物を用いた蓄電池設備が告示第68条の2の2に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第28条の60の4第4項各号に掲げる基準に適合するものについては、規則第28条の60の4第2項に定める特例及び同条第4項に定める特例を適用することができる。

エ 規則第28条の60の4第5項の特例が適用される一般取扱所（以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。）は、事業形態等によっては各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあつては、事業形態等を確認し、設置者と協議の上で当該許可申請等の単位を決定すること。なお、協議の結果、複数のコンテナ等をまとめて1の許可施設とする場合は、各コンテナ等の相互間の離隔距離は不要である。

凡例

- 危険物を取り扱う設備
- 保有空地（3m）

離隔距離不要

＜例1＞

＜例2＞

凡例

- [灰色長方形] : 危険物を取り扱う設備
- [赤点線枠] : 保有空地（3m）

離隔距離不要

<例3>

<例4>

オ 次のいずれかに該当する場合、①可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備を設ける措置、②床（屋外の場合は地盤面）を危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設ける措置、③電気設備を防爆構造とする措置について

は、政令第23条の規定を適用し、当該措置を講じないことができる。

- (ア) 蓄電池等を地上高さ3 mからコンクリートの床面に落下させる試験（以下「落下試験」という。）を実施し、内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認されない蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合
- (イ) 蓄電池等を4.0kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包したものを3 m（蓄電池等を2.8kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包する場合は6 m）以下の高さで貯蔵し、又は取り扱う場合
- (ウ) 耐火性収納箱内の蓄電池等又は耐火性筐体の周囲にオイルパンを設置すること等により流出防止措置を講じて貯蔵し、又は取り扱う場合
- (エ) オ(ア)の落下試験による漏液や可燃性蒸気の漏れの確認については、事業者の実施した試験結果等を活用して差し支えないこと。また、落下試験については、事業者の選択により単電池、組電池、単電池又は組電池及び電気配線等から構成される製品又は蓄電池設備のいずれで実施しても差し支えないこと

3 複数の取扱形態を有する一般取扱所

- (1) 次のア. (ア)から(キ)までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、イ及びウに適合し、かつ、(2)に定める位置、構造及び設備を満足するものには、政令第23条の規定を適用し、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（ア. (オ)及び(カ)に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができる。

ア 危険物の取扱形態

- (ア) 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- (イ) 洗浄のために危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- (ウ) 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- (エ) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- (オ) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- (カ) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- (キ) 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

イ 建築物に設けられた一般取扱所であること

ウ 指定数量の倍数が30未満であること

- (2) 一般取扱所の位置、構造及び設備

- ア 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（(1). ア. (エ)及び(オ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）
- イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること
- ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1). ア. (オ)及び(カ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）
- エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1). ア. (ア)又は(イ)に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができる。
- オ (1). ア. (エ)に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること
- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1). ア. (オ)及び(カ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1). ア. (ウ)に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること
- ク 危険物を加熱する設備（(1). ア. (イ)又は(キ)に掲げる危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること
- ケ (1). ア. (キ)に掲げる危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること
- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合にあっては、この限りでない。
- サ 規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設ける場合にあっては、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
- シ 規則第28条の55第2項第3号から第8号まで及び規則第28条の57第2項第2号に規定する基準に適合するものであること